

## 2024 年度に愛知県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

2024 年度において、他の都道府県から愛知県に入猟しようとする者の取扱いは、次のとおりとする。

### 1 狩猟者登録申請書の提出先

〒453-0016

名古屋市中村区竹橋町 36 番 31 号（旧中村区役所 3 階）

一般社団法人 愛知県猟友会

電話番号 052-526-1410

※昨年度から提出先の住所に変更がありますので、注意願います。

### 2 提出書類

- (1) 狩猟者登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (2) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は一般社団法人である各都道府県猟友会長が原本と相違ない旨を認めた狩猟免状の写し・・・・・・・・・・ 1 部
- (3) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、あるいは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書、又はこれらに準ずる資産に関する証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (4) 写真（最近 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0cm、横 2.4cm で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）・・・・・・・・ 2 枚※

※ 愛知県においては同じ申請日に複数種別の狩猟者登録申請書の提出があった場合、狩猟者登録証を 1 枚にまとめて発行しています。複数種別の狩猟者登録申請書を提出する場合は各申請書に 1 枚ずつ写真を貼付し、狩猟者登録申請書貼付用の写真 1 枚の提出をお願いします。

### 3 狩猟税の減免措置を受けようとする場合に必要な提出書類

- (1) 対象鳥獣捕獲員（課税免除）
  - ・ 愛知県内の市町村の対象鳥獣捕獲員であることを証する書類・・・・・・・・ 1 部
  - ※ 対象鳥獣捕獲員とは、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に定める鳥獣被害対策実施隊員のうち、主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長に指名され、又は任命された者をいう。
- (2) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者（課税免除）
  - ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
  - ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する書面・・・・・・・・ 1 部
  - ・ 愛知県内において認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象鳥獣にかかる事業に限る）が実施されたことを証する書類・・・・・・・・・・・・ 1 部
  - ・ 上記事業に従事した際の従事者証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (3) 申請前 1 年以内に愛知県内で管理を目的とした許可にかかる捕獲等を行った者（税額 1 / 2）
  - ア 法第 9 条第 1 項の許可を受け捕獲等を行った者
    - ・ 許可証の写し又はこれに準ずる書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
    - ・ 法第 9 条第 13 項の報告を記載した書類又はこれに準ずる書類（捕獲等をした日が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

- イ 法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として捕獲等を行った者
- ・従事者証の写し又はこれに準ずる書類 . . . . . 1部
  - ・捕獲等の結果を記載した書類（捕獲等に従事した場所、捕獲等した鳥獣の種類別員数、処置の概要、捕獲等をした日が記載されたもの） . . . 1部

#### 4 税金、手数料及び郵送料

##### (1) 狩猟税

狩猟登録の種類	区 分	狩猟税
網 猟 又は わな猟	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	8,200円
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人 ④ ②の人で農林水産業に従事する人 ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	5,500円
第1種銃猟	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	16,500円
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人 ④ ②の人で農林水産業に従事する人 ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	11,000円
第2種銃猟	-----	5,500円

※ 上表の③、④又は⑤に該当する人は、県民税の所得割額等に関する証明書を、対象鳥獣捕獲員については、市町村の発行する証明書を添付。

※ 3(3)に該当する者は表2分の1(100円未満切り捨て)。

##### (2) 狩猟者登録手数料 1,800円

(例：網猟、わな猟、第1種銃猟の3種類の登録をする場合には、  
1,800円 × 3 = 5,400円)

##### (3) 郵送料

不要（狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図は、宅急便で料金着払いで送付するため。）

#### 5 狩猟税及び手数料の納付方法

口座振込、又は現金書留とする。

##### (1) 銀行振込の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所  
一般社団法人 愛知県猟友会  
代表理事 丸山泰裕（まるやま やすひろ）  
普通預金口座 No.0923497

##### (2) 現金書留送付先

狩猟者登録申請書の提出先に同じ。

#### 6 その他

(1) 申請書の受付は、2024年10月1日（火）から狩猟期間内とします。

ただし、10月18日（金）以降に申請書が到着したものについては、初猟日（11月15日（金））までに狩猟者登録証の交付ができない場合があります。

- (2) 申請手続きは、できるだけ狩猟者団体等に取りまとめの上、別紙様式による送付書を添付して一括申請してください。
- (3) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。
- (4) 申請書に不備（記入もれ、住所の相違等）があるものは受理しないので、提出にあたっては十分注意してください。
- (5) 狩猟期間について

- 狩猟期間

2024年11月15日（金）から2025年2月15日（土）まで

- 狩猟期間の延長

2024年11月15日（金）から2025年3月15日（土）まで

第二種特定鳥獣管理計画対象種（イノシシ・ニホンジカ）について、計画対象区域<sup>（注）</sup>に限り狩猟期間を延長しているため、延長期間（2月15日～3月15日）に狩猟を行う場合は注意してください。

（注）計画対象区域

ニホンジカ：名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、長久手市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村（18市町村）

イノシシ：県内全域

## 7 注意事項

- (1) 豚熱等への対応

愛知県では、2018年度以降、毎年、豚熱に感染した野生イノシシが複数確認されています。

豚熱の感染拡大防止のため、以下の防疫措置に御協力ください。

- 防疫措置について

本県の豚熱ウイルス感染確認区域（陽性エリア）<sup>\*</sup>に入猟する場合には、別添2、3の内容の防疫措置をお願いします。

<sup>\*</sup> イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域を含む市町村の全域。

別添3の地図のとおり。

- 陽性エリアについて

イノシシの豚熱ウイルス検査結果により、変更される可能性があります。出猟前に、以下のwebページを御確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/shuryou.html>

- その他留意事項

今後、イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱の発生状況により、狩猟を制限する可能性があります。狩猟者登録申請後においては、狩猟税及び登録手数料については返還できませんので、御留意ください。

- (2) 「フォーラムエイト・ラリージャパン2024」について

狩猟期間中にあたる2024年11月21日（木）～24日（日）に県内の複数の会場で「フォーラムエイト・ラリージャパン2024」が開催されます。競技地域周辺では、交通規制が予定されているので、御注意ください。詳細は以下のウェブページを御確認ください。

<https://rally-japan.jp/>

別紙様式

令和 年 月 日

一般社団法人愛知県猟友会長 殿

住所（郵便番号）

氏名（代表者）

連絡用電話番号

狩猟者登録申請書送付書

送付番号	登録証 の種類	氏 名	狩 猟 税	登録手数料	備 考
			円	円	
計		人	円	円	
総 金 額					

(表)

登 録 番 号		狩 猟 免 許		損 害 の 賠 償		放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
整 理 番 号		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号の該当者か否かの別					
狩 猟 者 登 録 申 請 書							写 真
愛知県知事 殿							3.0cm×2.4cm
年 月 日							
住 所	〒 電話 ( )					愛知県税証紙貼付欄	
ふりがな 氏 名							
生年月日	年 月 日						
<p>下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第 56 条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用しようとする猟具の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日</p>						愛知県証紙貼付欄	
□網猟免許に係る登録	網	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日			
		知事	第 号	年 月 日			
□わな猟免許に係る登録	わな	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日			
		知事	第 号	年 月 日			
□第1種銃猟免許に係る登録	1 ライフル銃 2 散弾銃 3 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日			
		知事	第 号	年 月 日			
□第2種銃猟免許に係る登録	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許					
		都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日			
		知事	第 号	年 月 日			
(2) 狩猟をする場所							
1 愛知県の区域全部				2 放鳥獣猟区の区域			

(裏)

(3) 省令第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別					
<input type="checkbox"/> 第7号(許可捕獲等をした者)		<input type="checkbox"/> 第8号(許可捕獲等に従事した者)			
<input type="checkbox"/> 第9号(認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者)		<input type="checkbox"/> いずれでもない。			
(4) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の効力が法第52条第2項の規定により停止されたことの有無(ない場合には「無」と、ある場合には「有」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記入すること。)					
免許の効力の停止の有無		停止の期間		年 月 日から 年 月 日まで	
(5) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする者であって、銃器の所持について銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の番号及び交付年月日					
第1種銃猟免許	ライフル銃	銃猟・空気銃所持許可証番号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日
	散 弾 銃				
空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					
第2種銃猟免許					
空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					
(6) 省令第67条の要件に関する事項					
共 済 事 業	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被 共 済 の 期 間	
損害保険契約	保 険 会 社 名	対 象 損 害	保 険 金 額	被 保 険 期 間	
資 産 保 有					
(7) 職 業					
1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者			
4 販売従事者	5 農林業従事者	6 漁業従事者	7 採鉱・採石作業従事者		
8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業従事者		10 単純労働者		
11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者	13 分類不能の職業	14 無職		

- 備考
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
  - (1)は、登録を受けようとする狩猟免許の種類の□の中に×印を記入し、使用しようとする猟具の該当番号を○で囲むこと。  
第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること。  
第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする者は、所持する免許の種類のカラムの該当するものの□の中に×印を記入すること。
  - (3)は、該当する□の中に×印を記入すること。
  - (7)は、職業を具体的に記入し、職業分類の該当番号を○で囲むこと。
  - 太枠欄には、申請者は記入しないこと。
  - 添付書類
    - 省令第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者である場合は、(3)の記入事項を証する書面
    - (6)の記入事項を証する書面
    - 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚(1枚は、申請書の写真欄に貼付すること。)